

## 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会会費規程

### (目的)

第1条 この規程は定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の額及び納入について、必要な事項を定めるものとする。

### (入会金)

第2条 入会金は、当分の間これを徴収しない。

### (会費の額)

第3条 正会員、賛助会員及び終身会員は、次の年会費を納入しなければならない。

#### (1) 正会員

- |  |            |
|--|------------|
| ① 個人の不動産鑑定業者                               | … 87,000円  |
| ② 愛知県内に主たる事務所を有する資本金又は出資金5千万円以上の法人の不動産鑑定業者 | … 243,000円 |
| ③ 愛知県内に従たる事務所を有する資本金又は出資金5千万円以上の法人の不動産鑑定業者 | … 213,000円 |
| ④ 前2号に掲げる以外の法人の不動産鑑定業者                     | … 87,000円  |
| ⑤ 不動産鑑定士                                   | … 48,000円  |
| ⑥ 不動産鑑定士補                                  | … 36,000円  |

#### (2) 賛助会員

… 15,000円

#### (3) 終身会員

… 10,000円

(ただし、入会初年度1回限りの会費とする。)

2 会員のうち、地価公示、地価調査のいずれか又は双方を担当する会員及び国税財産評価を担当する会員は、次の年会費を納入しなければならない。

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ① 地価公示実施者・地価調査実施者 | … 60,000円 |
| ② 国税財産評価実施者       | … 14,000円 |

### (中途入会、会費区分変更の会費)

第4条 前条第1項(第3号を除く)の会費は、年度の中途に入会した会員については入会した日の属する月以降、当該事業年度末までの月割りにより算出した額とする。

2 前条第1項(第3号を除く)の会費は、年度の途中で会費の額を異にする区分に該当するに至った会員については、新たな区分の会費は、該当するに至った日の属する月以降当該会計年度末までの月割りにより算出した額とする。

### (会員資格喪失の場合の会費)

第5条 会員の資格を喪失した場合、第3条第1項(第3号を除く)の会費については当該事業年度の開始月から資格喪失の日の属する月までの月割りにより算出した額

とする。既に納入済の場合は月割りにより算出した額を超える額を還付するものとする。ただし、還付するのは、資格喪失後3ヶ月以内に本人又はその関係者から文書による請求があったものとし、その間に請求のなかったものについては、還付しない。なお、還付金に利息は付けない。

- 2 前項の規定に関わらず、除名によって会員の資格を喪失した場合は、既に納入済みの会費は還付しないものとする。
- 3 第3条第1項第3号及び同条第2項の会費については、月割り計算をしないものとする。既に納入済みの場合も還付しないものとする。

#### (会費の納入)

第6条 会員は、この法人の請求に基づき、指定された期限までに会費を納入しなければならない。ただし、第4条第1項の会費は、入会した日の属する月の翌月末日までに納入するものとする。

#### (会費の減免)

第7条 会長は、理事会の承認を得て次の各号の一に該当する会員の会費（第3条第1項第3号の会費を除く）の一部又は全部を減免することができる。

- (1) 長期にわたる病気療養のため、業務を行うことができない者 その期間
  - (2) その他必要と認められた者 理事会が認めた期間
- 2 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士等が1人で、かつ代表者を兼ねる場合は、不動産鑑定業者の会費について、前項の規定を準用することができる。
- 3 会員は、会費減免を受けようとするときは、別に定める会費減免申請書を会長に提出しなければならない。

#### (催告)

第8条 会長は、納入期限を経過してもなお納入しない会員に対し、納入期限を定め催告状により催告する。

#### (使途)

第9条 入会金及び会費についてはその50%以上を公益目的事業のために充当するものとする。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は総会の決議をもって行う。

#### 附則

- 1 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公

益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

3 この規程は、第39回定時総会の日（平成28年5月27日）から起算して6月を超えない範囲内において、理事会が定める日から施行する。

4 この規程は、平成28年11月1日から施行する。